令和4年9月26日(月) 裁決の概要

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】(水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分 及び申請の内容	裁決の概要
1				乗却 本件は、原因企業等に対する損害賠償請求訴訟で勝訴し、原因企業から 賠償金を取得した者が、その死亡後に水俣病と認定されたことから、その 配偶者が遺族補償費の支給を請求し、請求人が遺族補償一時金及び葬祭料 の支給を請求したところ、処分庁が平成27年12月22日付けで不支給 処分(原処分)をし、請求人が(遺族補償費については、配偶者が死亡し その地位を承継したと主張して)異議申立てをしたものの、平成29年6
2	熊本県知事	兵庫県高砂市 の女性	水俣病 遺族補償費 遺族補償一時金 葬祭料	月7日付けで同申立てが棄却されたため、同月29日付けで審査請求をした事案である。 遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料は、被認定者が指定疾病に起因して死亡したことを支給要件としているから、広い意味で、被認定者が指定疾病にり患したことによって発生した損害の範囲に含まれると評価できるものであり、障害補償費と同様、既に損害賠償請求訴訟で勝訴し、原因企
3				業から賠償金を受領したことにより、損害は填補されたことになるから、 処分庁は、遺族補償費、遺族一時金、葬祭料の支払義務の全てを免れたと いうことができる。 よって、原処分はいずれも相当である。
4	鹿児島県知事	鹿児島県阿久 根市の男性	水俣病認定	棄却 本件は、請求人が水俣病にり患しているとして認定を求めたが、処分庁が平成29年12月15日付けで水俣病であるとの認定をしない旨の原処分を行ったため、同月21日、審査請求したものである。請求人については、水俣病を発症する程度の濃厚なばく露があったと認められない。水俣病の感覚障害は、四肢末端優位にみられるところ、請求人の感覚障害はこれとは異なり、他に協調運動障害、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害、眼球運動障害等も認められず、水俣病に罹患しているとはいえない。よって、原処分は相当である。

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】(大気系疾病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分 及び申請の内容	裁決の概要
5	文京区長	東京都西東京市の女性	気管支ぜん息遺族補償一時金	取消し 本件は、被認定者の死因に指定疾病である気管支ぜん息は寄与していないとして処分庁が平成28年3月31日付けで請求人に対して行った遺族補償一時金を不支給とした原処分に対し、請求人が異議申立てしたものが同年7月7日付けで同申し立てを棄却されたため同年8月7日付けで審査請求をした事案である。 被認定者の認定疾病は気管支ぜん息であるところ、死亡診断書の直接死因は老衰であった。しかし、原処分時の処分庁の資料及び当審査会が取り寄せた特別養護老人ホームの介護記録等の医学的資料によれば、平成25年3月に発熱、喘鳴があった際に、医務指示にて「喘鳴時に飲食いいる、食事に経れており、高が出されており、高がに経口下機能障害が影響してお付からの点滴で対応したことが、体力の消耗である。喘鳴の原因ととはいえ、それ以降、喘鳴があるたび消耗である。喘鳴の原因として末梢から点点で対応したことで程度寄与してと考えられる。喘鳴の原因として記と感味性肺炎の惹起に一定程度寄与したと考えられる。喘鳴の原因として記誤嚥なども考えられるが、介護記録等を見る限り、多くは気管支ぜん息誤嚥なども考えられるが、介護記録等を見る限り、多くは気管支でが常まによるものと考えられるが、介護記録等を見る限り、多くは気管支である誤嚥なども考えられるが、介護記録等を見る限り、多くは気管支である誤嚥性肺炎の惹起に一定程度寄与してと考えられる。場合に該当すると考えるのが相当である。よって、被認定者は、指定疾病に起因して死亡したものと認められるから、これを認めなかった原処分を取り消す。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分 及び申請の内容	裁決の概要
6	独立行政法人環境再生保全機構	茨城県東茨城 郡城里町の男 性	肺がん認定	棄却 本件は、請求人が石綿を吸入することにより指定疾病(肺がん)にかかった旨の認定を申請したが、処分庁が令和元年8月30日付けで認定をしない旨の原処分をしたため、請求人が同年9月17日付けで審査請求をした事案である。 当審査会の画像診断においても、原発性の肺がんの所見であるが、肺線維化はなく、CT画像でみられる左胸膜縦隔側の胸膜肥厚は胸膜プラーの石綿性性があるが限局性であり、肺がんの発症リスクが2倍となる量の石綿ばく露があったとみなされる画像所見はないとされ、また、肺内んの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばくないとされ、また、肺内んの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばくちで記することはできなかった。請求人は、石綿ばく露作業であり、見を2倍以上に高める量の石綿ばく露に関するが見を2倍以上に高める量の石綿ばく露に関するが、両側度は目的、関重が表のであり、中央環境部とに高める量が示している石綿健康被害教済制度において違まがまりについてあきた。まって、原処分は相当である。
7	独立行政法人環境再生保全機構	北海道江別市 の男性	中皮腫療養手当	棄却 本件は、石綿を吸入することによって中皮腫にかかったと認定された請求人が、療養手当の支給を請求したが、処分庁が労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)から休業補償給付を受けたことを理由として、令和元年10月30日付けで療養手当の不支給処分(原処分)をしため、請求人が同年12月11日付けで審査請求をした事案である。療養手当は、同一の事由により、労災保険の休業補償給付がされるべき場合には、その給付に相当する額として政令の定めるところにより算定した額の限度において支給しないとされている(石綿による健康被害の救済に関する法律第26条第2項、同法施行令第8条、第9条)ところ、請求人は、中皮腫を業務上の疾病として労災保険から休業補償給付の支給を受け、その認定の有効期間内の額は、療養手当の有効期間内に支給すべき額を大きく上回っているから、療養手当として支給すべきものはない。よって、原処分は相当である。
8	独立行政法人環境再生保全機構	北海道釧路郡 釧路町の男性	中皮腫認定	 棄却 本件は、請求人が石綿を吸入することにより指定疾病(中皮腫)にかかった旨の認定を申請したが、処分庁が令和元年12月4日付けで認定をしない旨の原処分をしたため、請求人が令和2年1月21日付けで審査請求をした事案である。 当審査会の病理診断においては、旺染色では、明らかに悪性腫瘍であったが、免疫染色では、上皮性の陽性マーカーであるAE1/AE3、CAM5.2、CK5/6が陰性であり、中皮腫の陽性マーカーであるcalretinin、D2-40、WT-1も陰性であっため、中皮腫は否定的とされた上、画像診断においては、右肺尖部に胸膜や胸壁由来の可能性が高い腫瘤を認めるが、発生部位や形状からは中皮腫としては非定型的であり、中皮腫の可能性は低いとれ、中皮腫は否定された。また、仮に原発性肺がんであるとしても、画像診断において、胸膜プラーク及びじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は確認されず、職業歴から石綿ばく露の可能性は認められるものの、提出された医学的資料から和洗はく露の可能性は認められるものの、提出された医学的資料からかの発症リスクを2倍以上に高める面暈の石綿ばく露所見は確認できない。以上により、当審査会も、請求人が石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと認められないと判定する。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】(つづき)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分 及び申請の内容	裁決の概要
9	独立行政法人環境再生保全機構	北海道苫小牧市の男性	肺がん 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	乗却 本件は、請求人が、法の施行前死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病(肺がん)にかかり、当該指定疾病に起因して死亡したとして、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を受ける権利の認定を申請したが、婦犬が、同月29日付けで審査請求をした事案である。当審査会での極小旺染色標本1枚について事業には、肺がんであるが原発性か転移性かは、RI検査申とは、左肺発性であが原発性があるとされており、提出された医学的資料中にあるできる。長年にわたっており、はいから、発性時がよりの石綿ばく露したっておりないが、肺がんの発症リスクを2倍以上による。していたことから、夫の作業服に付着したいたよの作業服の光性震響をしていたことから、夫の作業服に付着したの石綿ばく露したる。とていたことから、夫の作業服に付着したが、肺がんの発症リスクを2倍以上にばる内部がときないが、肺がんの発症リスクを2倍以上にはあったことを客観的に確認できる放射線画像所見、石綿小体・お断でとされておりないのと変に対したの病理診断とされておりないたことを客観的に確認できる放射線画像所見、石綿小体・お断でとされたと変があったことを客観的にでは、当時があるとであるが、場合に対している。以上ににより指定疾病(肺がんのかったと認められないと判定する。よって、原処分は相当である。
10	独立行政法人環境再生保全機構	千葉県市原市 の男性	肺がん認定	乗却 本件は、請求人が石綿を吸入することにより肺がんにかかった旨の認定を申請したが、処分庁が令和2年11月4日付けで認定をしない旨の原処分をしたため、令和3年1月12日付けで審査請求をした事案である。当審査会の病理診断においても、原発した時法に定める第1型以上と同僚でいた。以近の肺線維化所見はない。とび石綿状を2倍以上に高める量の所線維化所見はない。大師がんの発症リスクを2倍以上に高める量のの肺線維化所見はない。なお、請求人は、労災認定を受けており、石綿ばく露歴を重視すべきであり、胸膜プラークは肉眼で確認できれば足りるなどと主張するが、石綿健康被害救済制度は、労働者災害補償保険制度等とは趣旨、目的が判定に関する留意事項」の考え方に基づいてされた原処分が違法とはいえず、現時点でであるともいえない。よって、原処分は相当である。